

議案第59号

三朝町簡易水道等給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年6月11日

三朝町長 吉田秀光

平成16年6月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
施設名	給水区域名	施設名	給水区域名
略	略	略	略
大 柿 飲料水供給施設	大柿、恩鳥	大 柿 飲料水供給施設	大 柿
略	略	略	略
		恩 鳥 飲料水供給施設	恩 鳥

附 則

この条例は、公布の日から施行する。